

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道河西郡芽室町

3 地域再生計画の区域

北海道河西郡芽室町の全域

4 地域再生計画の目標

本町では、障がいがあっても、この町で育ち、働き、暮らしていけるよう乳幼児期から就労期に至るまで一貫性と継続性のある先進的な発達支援システムの構築を進めている。

特に就労の分野においては、道外の惣菜製造・販売企業の出資による福祉事業所（A型）を誘致し、高齢者（農業OB）の指導（多世代交流）による農産物生産、農産物の付加価値を高める一次加工品製造により、安定した雇用創出と生産性の向上を実現し、出資企業による道外消費地での販売といった6次産業化へと展開し、基幹産業である農業のブランド力を最大限に生かした障がい者の「就労の場」が確立している。

しかし、一般企業では、どのような人材がいて、どのような仕事ができるのかといった障がいに対する理解不足により、雇用の機会が十分ではなく、法定雇用率を達成していない企業も多くある。また、これらの企業の仕事と障がい者ができる仕事を結びつけるマッチング機能や、本町が進める特別支援学校の修学旅行受け入れについても、受入側の企業の人材育成や施設の整備が不足している現状がある。

こうした状況を改善し、障がい者と企業のマッチングを進め、障がい者が生涯にわたり活躍できる町を実現するために、本町が確立してきた「就労の場」と今後整備する「生活の場」の提供を、本町の障がい者だけでなく、町外の障がい者にもその対象を拡大することで、障がい者を「働き手」として町に呼び込み、新たな雇用の創出、生産性の向上を図るとともに、障がい者が生涯活躍できる町として、移住・定住人口の増、また、就労体験による交流人口増を図るものである。

【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
町外からの転入者数 (本事業による転入者数)	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
就業者数 (本事業による一般企業への就労者数 (年間人数))	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
就労体験交流人数	120 人	140 人	170 人	200 人	240 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本地域再生計画においては、障がい者就労フェアや特別支援学校の修学旅行生等への就労体験プログラムの提供と受入体制の整備、企業とのマッチング、住まいの提供等を行うことにより、障がい者が仕事もち、自立して生活して生活できる町を実現することで、首都圏を中心とした道内外から障がい者を呼びこみ、就労体験としての交流人口の増加、新たな雇用創出、障がい者本人及びその家族も含めて移住・定住してもらうことで、人口の増加を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）【A3007】

① 事業主体

北海道河西郡芽室町

② 事業の名称：農福連携を活用した障がい者の生涯活躍のまちづくり拡大事業

③ 事業の内容

本事業は、本町の先進的な取り組みである発達支援システム及び国内でも有数の基幹産業である北海道十勝農業との連携（農福連携）により、障がい者を含む「誰でもが働いて暮らしていける町」を具現化している町である強みを活かして下記の事業を実施し、首都圏を中心とした道内外から障がい者を呼びこみ、就労体験としての交流人口の増加、新たな雇用創出、障がい者本人及びその家族も含めて移住・定住を促進することで、人口の増加を図るもの。

- ・首都圏において「(仮称)障がい者就労フェア」を開催し、修学旅行及び就労(体験)に関する説明会を実施
- ・道内外の特別支援学校の修学旅行生等を受け入れ、就労体験プログラムを提供
- ・就労希望者が関連事業所や一般企業で働くことができるよう相談・育成・マッチング支援、企業向け説明会、企業訪問等を提供
- ・本町で働いて生きていくことを希望する方の移住・定住を促進するための住まいを提供
- ・就労体験プログラム参加者が体験・宿泊する施設(新嵐山及びその周辺)において障がい者受入対応の体制を整備

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

マッチングや就労体験、フェア開催のノウハウを5年間の間に地域に蓄積し、企業の自主財源及び地域金融機関負担、自治体負担により、地域により自立した事業の実施になる。

また、各施設においては、就労体験や修学旅行の受け入れにより、売上げが増加することで自主財源が増加し、自立に繋げる。

【官民協働】

地域全体で障がい者の仕事、働く場所づくりを進めており、行政による関係機関との繋ぎ、民間による就労体験、雇用、宿泊の受け入れなど、自治体だけでは達成できない目標を官民協働により取り組んでいる。

企業とのマッチングについては、障がい者就労の知識と幅広いネットワークを持つNPO法人プロジェクトめむろを窓口にすることで、実効性の高いワンストップ体制を構築することができる。

また、企業においては、障がい者の法定雇用率の達成や人材確保等のため本事業に対する期待は大きく、就労体験の場や実際の雇用、将来的には企業の本町への進出も想定されるなど、官民が一体となり事業を進めることができる。

【政策間連携】

日本の食糧基地といわれる、基幹産業である十勝芽室町の農業（農）を核として、障がい者（福祉）の雇用（労政）を農福連携により、地域全体で取り組んでいる。

また、就労希望者の就労支援と居住環境の整備（移住政策）により、本町への移住促進、人材の地元定着に繋がる。

【地域間連携】

関係市町村で連携し、それぞれの地域の民間事業者や関係機関と情報交換を行い、事業の成果（新たな雇用、就労体験の受入、体験メニューの開発）を向上させる。

また、障がい者就労フェアを連携して実施することで、道内外の企業に対して事業をPRすることができ、障がい者の就労体験、雇用につなげることができる。

【その他の先導性】

・事業推進主体の形成

企業とのマッチングの中核を担うNPO法人プロジェクトめむろは、食品加工販売企業代表、福祉専門職、首都圏大学教授など幅広い専門職から構成され、民間のノウハウを最大限に発揮し、開設したコミュニティレストランにおいて障がい者の職域の拡大等に取り組んでいる。また、NPO法人の定款で事業目的及び経営責任者を明確に規定している。

・地域社会を担う人材の育成・確保

本事業においては、農業、福祉、労政、観光などの施策を総合的に推進する人材が必要であり、これに関わる人材が企業・行政のノウハウを取得し、事業を展開することで人材の育成・確保を目指す。

・本町独自の取組

本町独自の発達支援システムにより、乳幼児期から就学、就労までを一貫して支援し、国内でも有数の基幹産業である農業を生かした農福連携、官民協働による就労体験、雇用のマッチング、新たな雇用の場の創出といった本町ならではの地域資源を活用し、障がい者が生涯活躍できる町を実現し、移住・定住人口及び交流人口の増を図る。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
町外からの転入者数 (本事業による転入者数)	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
就業者数 (本事業による一般企業への就労者数 (年間人数))	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
就労体験交流人数	120 人	140 人	170 人	200 人	240 人

⑥ 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3 月末時点の KPI の達成状況を企画担当部署が取りまとめて、庁内における施策内部評価及び産学官金労言と民間委員で構成する芽室町総合計画審議会による外部評価により検証し、その結果を基に次年度の事業計画に反映させ、事業の見直しを行う。

なお、検証結果については、町広報誌・ホームページにより公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 98,368 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 33 年 3 月 31 日（5 カ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 発達支援システムの推進

事業概要：発達の支援が必要な子どもたちを、乳幼児期から就学、就労まで、保健・保育・教育・福祉・医療・就労の関係機関や外部機関の連携により一貫して支援する発達支援システムを推進する。

発達支援システムの推進については、地域コーディネーターや発達心理相談員を配置し、発達支援センターによる相談サービス等を活用しながら推進する。

実施主体：北海道河西郡芽室町

事業期間：平成28年度～平成32年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

定量目標の達成状況を確認するために、毎年度各指標の集計を行い、産学官金労言と民間委員で構成する芽室町総合計画審議会（社会教育委員、市街地町内会連合会、民生委員児童委員、消費者協会、観光物産協会、商工会、都市計画審議会、農業協同組合、社会福祉協議会、PTA連合会、金融機関等により構成。）において、結果について評価を行う。評価結果を踏まえ、目標の効果的な実現に向けて必要な計画の見直しや変更を行う。

目標1

町外からの転入者数（本事業による転入者数）については、町の障がい福祉担当部署が3月末時点で、就労した障がい者等の状況をNPO法人等に確認して把握する。

目標2

就業者数（本事業による一般企業への就労者数（年間人数））は町の障がい福祉担当部署が3月末時点で、企業に就労した障がい者の状況をマッチングを担当するNPO法人に確認して把握する。

目標 3

就労体験交流人数は、町の観光担当部署が3月末時点で、就労体験の宿泊を受け入れる新嵐山に確認して把握する。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	平成 32 年 3 月末	平成 33 年 3 月末
町外からの転入者数 (本事業による転入者数)	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
就業者数 (本事業による一般企業への就労者数 (年間人数))	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
就労体験交流人数	120 人	140 人	170 人	200 人	240 人

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、町の企画担当部署が3月末時点で、町広報誌・ホームページにより公表を行う。